

アイコム グリーン調達基準 第 5a 版
 付属書 1A 管理対象物質リスト(部品用)

管理対象物質リスト(部品用)は、調査回答ツール Ver4.31 を引用しています。

掲載されている化学物質の CAS No.や詳細な物質リストは、国内 VT62474 ホームページよりダウンロードできます Ver4.3 製品含有化学物質調査・回答マニュアル 第 1.1 版(訂正版) (日本語版) をご参照ください。

使用禁止物質

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
1	アスベスト類	すべて	意図的添加	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17; 米国 TSCA ; 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	織物と皮革	仕上がり織物/皮革製品の 0.003 重量% (30 ppm)	顔料、染料、着色料	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17
3	カドミウム/ カドミウム化合物	電池をのぞく すべて	均質材料中の カドミウムの 0.01 重量% (100 ppm)	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学ガラス、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC 用安定剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17; 2011/65/EU 指令 ; 中国 MII 法 ; 韓国 RoHS ; 日本 J-MOSS ; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
3	カドミウム/ カドミウム化合物	電池	電池中の カドミウムの 0.001 重量% (10 ppm)	ニッカド電池	工業製品の品質管理および安全管理の韓国法令； EU 電池指令 2006/66/EC； 中国規格 GB-24427-2009:アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件
4	六価クロム化合物	すべて	均質材料中の 六価クロムの 0.1 重量% (1,000 ppm)	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料	2011/65/EU 指令； 中国 MII 法； 韓国 RoHS； 日本 J-MOSS； 米国/カリフォルニア州 SB-20/50
5	ジブチルスズ 化合物 (DBT)	すべて	スズ元素として、材料中の 0.1 重量% (1,000 ppm)	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17 および欧州委員会規則 No.276/2010
6	ジオクチルスズ 化合物 (DOT)	(a)皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、 (b)育児用品、 (c)2 液性室温硬化モールドディングキット(RTV-2 シーラントモールドディングキット)	スズ元素として、材料中の 0.1 重量% (1,000 ppm)	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17 および欧州委員会規則 No.276/2010

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
7	ジメチル フマレート (フマル酸 ジメチル)	すべて	材料中の 0.00001 重量% (0.1 ppm)	殺虫剤、リクライ ニング、マッサー ジチェアーを含む 電子式レザーシー トの防かび処理	欧州委員会決定 2009/251/EC
8	フッ素系 温室効果ガス (PFC, SF ₆ , HFC)	すべて	意図的添加	冷媒、吹き付け剤、 消火剤、洗浄剤、 絶縁材、苛性ガス	EU 規制 No.842/2006 ; 部分的および全体的フッ 素化炭化水素、六フッ化硫 黄の禁止と規制に関する 農業、森林、環境、および 水質管理所管連邦大臣に よるオーストリア条例
9	ホルムアルデヒド	複合木材(合 板、パーティ クルボード、 中密度ファイ バーボード) 製品 または部品	意図的添加	ステレオキャビネ ット、キオスク囲 い	米国/カリフォルニア州 CARB 規則 ; 米国連邦法 111-199/TSCA 601 項
9	ホルムアルデヒド	織物	織物製品の 0.0075 重 量% (75 ppm)	織物	オーストリア-BGB I 1990/194 ; ホルムアルデヒド規制 §2, 12/2/1990 ; リトアニア衛生基準 HN 96:2000(衛生基準およ び規制)

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
10	鉛/鉛化合物	下記に示す 対象以外の すべて	均質材料中の 鉛の 0.1 重量% (1,000 ppm)	ゴム硬化剤、顔料、 塗料、潤滑剤、プ ラスチック安定 剤、快削合金、快 削鋼、光学材料、 CRT ガラスの X 線 遮蔽、電気はんだ 材料、メカはんだ 材料、硬化剤、加 硫剤、強誘電体材 料、めっき、合金、 樹脂添加剤	2011/65/EU 指令 ; REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17 ; 中国 MII 法 ; 韓国 RoHS ; 日本 J-MOSS ; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50
10	鉛/鉛化合物	熱硬化性樹脂 または熱可塑 性樹脂で被覆 された電線・ ケーブル又は コード	表層被覆中の 鉛の 0.03 重量% (300 ppm)	顔料、塗料、プラ スチック安定剤、 着色料	米国/カリフォルニア州 プロポジション 65 判例法
11	クロム酸鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	プラスチックの着 色剤、塗料の着色 剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2010.01.13 SVHC 認可候補リスト)
12	硫酸モリブデン酸 クロム酸鉛 (C.I. ピグメントレ ッド 104)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	プラスチックの着 色剤、赤色塗料の 着色剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2010.01.13 SVHC 認可候補リスト)
13	C.I. ピグメント イエロー-34	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	プラスチックの着 色剤、黄色塗料の 着色剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2010.01.13 SVHC 認可候補リスト)

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
14	水銀/水銀化合物	電池以外 すべて	意図的添加 または均質材 料中の水銀の 0.1 重量% (1,000 ppm)	蛍光灯、電気接点 材料、顔料、耐食 剤、スイッチ類、 高効率発光体、抗 菌処理	水銀暴露の包括的管理 に関するヴァーモント 州法； ロードアイランド州 一般法 23-24.9 および 2007 年修正； ルイジアナ州水銀危険低 減法； REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17； 2011/65/EU 指令； 中国 MII 法； 韓国 RoHS； 日本 J-MOSS； 米国/カリフォルニア州 SB-20/50
14	水銀/水銀化合物	電池	意図的添加 または電池中 の水銀の 0.0001 重 量% (1 ppm)	酸化銀ボタン電 池、アルカリ電池、 マンガン電池	ロードアイランド州およ びコネチカット州の水銀 低減および教育に関す る法律； 電池の取扱いおよび廃棄 に関するニューヨーク州 環境保全法§27-0719； 乾電池の製造、輸入、販売 に関する台湾の規制； 品質管理および工業製品 の安全性管理に関する韓 国の法令(電池規制)； 中国規格 GB-24427-2009:アルカ リ性及び非アルカリ性亜 鉛-二酸化マンガン電池中 の水銀・カドミウム・鉛含 有量の規制要件； EU 電池指令 2006/66/EC

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
15	ニッケル	長時間皮膚に 接する場合は すべて	意図的添加	ステンレス鋼、め っき; 長時間皮膚 接触の適用例: ヘ ッドホーン	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17
16	オゾン層破壊物質	すべて	意図的添加	冷媒、発泡剤、消 火剤、洗浄剤	モントリオール議定書; EU EC No.2037/2000、 EC 1005/2009; 米国大気浄化法
17	パーフルオロオク タン sulfon 酸 塩 (PFOS)	すべて	意図的添加 または 材料中の 0.1 重量% (1,000ppm)	フィルムとプラス チックの帯電防止 剤	欧州委員会規則 No.757/2010; カナダ環境保護法 SOR/2008-178; 化学物質の審査および製 造等の規制に関する法律 (化審法)
18	2-(2H-1,2,3-ベン ゾトリアゾール-2- イル)-4,6-ジ-tert- ブチルフェノール	すべて	意図的添加	接着剤、塗料、印 刷インク、プラス チック、インクリ ボン、パテ、コー キングまたはシー ル用充填材	化学物質の審査および製 造等の規制に関する法律 (化審法)
19	ポリ臭化ビフェニ ル類 (PBB 類)	すべて	均質材料の 0.1 重量% (1,000 ppm)	難燃剤	2011/65/EU 指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS
20	ポリ臭化ジフェニ ルエーテル類 (PBDE 類)	すべて	意図的添加 または均質 材料の 0.1 重量% (1,000 ppm)	難燃剤	2011/65/EU 指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 化学物質の審査および製 造等の規制に関する法律 (化審法)

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
21	ポリ塩化ビフェニ ル類 (PCB 類) および特定代替品	すべて	意図的添加	絶縁油、潤滑油、 電気絶縁材、溶媒、 電解液；可塑剤、 防火材、難燃剤、 誘電体シーラント	化学物質の審査および製 造等の規制に関する法律 (化審法)； REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17； 米国 TSCA
22	ポリ塩化ターフェ ニル類 (PCT 類)	すべて	材料の 0.005 重量% (50ppm)	絶縁油、潤滑油、 電気絶縁材、溶媒、 電解液；可塑剤、 防火材、電線とケ ーブル用コーティ ング剤、誘電体シ ーラント	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17
23	ポリ塩化ナフタレ ン類 (塩素原子 3 個 以上)	すべて	意図的添加	潤滑剤、塗料、安 定剤、(電気特性、 耐炎性、耐水性)絶 縁材、難燃剤	化学物質の審査および製 造等の規制に関する法律 (化審法)
24	放射性物質	すべて	意図的添加	光学特性(トリウ ム)、測定装置、ゲ ージ類、検出器	EU-D 96/29/Euratom； 核原料物質、核燃料物質お よび原子炉の規制に関す る日本の法、1986 年； 放射性障害防止法(日本)； 米国 NRC
25	三置換有機スズ化 合物	すべて	意図的添加 またはスズ 元素として、 材料中の 0.1 重量% (1,000 ppm)	安定剤、酸化防止 剤、抗菌抗かび剤、 防汚染剤、防腐剤、 抗かび剤、塗料、 顔料、耐汚染剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 17； 欧州委員会規則 No.276/2010； 化学物質の審査および製 造等の規制に関する法律 (化審法)
26	トリブチルスズ= オキシド (TBTO)	すべて	意図的添加 または製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	防腐剤、防かび剤、 塗料、顔料、耐汚 染剤、冷媒、発泡 剤、消火剤、洗浄 剤	化学物質の審査および製 造等の規制に関する法律 (化審法)； REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
27	フタル酸 ジイソデシル (DIDP)	すべて	意図的添加	ケーブルの可塑剤	米国/カリフォルニア州プ ロポジション 65 判例法
28	フタル酸 ジ-n-ヘキシル (DnHP)	すべて	意図的添加	ケーブルの可塑剤	米国/カリフォルニア州プ ロポジション 65 判例法
29	フタル酸ビス(2-エ チルヘキシル) (DEHP)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	可塑剤、染料、顔 料、塗料、インク、 接着剤、潤滑剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)
30	フタル酸ジブチル (DBP)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	可塑剤、染料、顔 料、塗料、インク、 接着剤、潤滑剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)
31	フタル酸ブチルベ ンジル (BBP)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	可塑剤、染料、顔 料、塗料、インク、 接着剤、潤滑剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)
32	フタル酸ジイソブ チル (DIBP)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	可塑剤、染料、顔 料、塗料、インク、 接着剤、潤滑剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2010.01.13 SVHC 認可候補リスト)

報告対象物質

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
33	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐ジアルキルエステル類 (DIHP)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条および 7.2 条(2011.06.20 SVHC 認可候補リスト)
34	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11 の分岐および直鎖ジアルキルエステル類 (DHNUP)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条および 7.2 条(2011.06.20 SVHC 認可候補リスト)
35	酸化ベリリウム (BeO)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	セラミックス	DIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERA ガイダンス
36	[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名 C.I. ベイシックバイオレット 3)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	インキ	ECHA Registry of Intentions 2010 年 10 月 25 日
37	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	電池の電解液	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条および 7.2 条(2011.12.19 SVHC 認可候補リスト)
38	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	可塑剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条および 7.2 条(2011.12.19 SVHC 認可候補リスト)

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
39	ホウ酸	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	ベニア板/圧縮木材の 糊用添加剤および難 燃剤、アミノプラスチ ック樹脂の安定剤、木 材の防腐剤、木材・綿 およびその他の植物 由来の材料中の難燃 剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2010.06.18 SVHC 認可候補リスト)
40	臭素系難燃剤 (PBB 類, PBDE 類, HBCDD を除く)	プラスチック 材料。ただし、 積層プリント 配線基板を除 く。	プラスチック 材料の臭素の 含有合計で 0.1 重量% (1,000 ppm)	ハウジング、コネクタ ー、パッケージモールド の封止剤中の難燃 剤	JS709
40	臭素系難燃剤 (PBB 類, PBDE 類, HBCDD を除く)	積層プリント 配線基板	積層板の臭素の 含有合計で 0.09 重量% (900 ppm)	積層プリント配線基 板	IPC-4101 および IEC 61249-2-21
41	塩素系難燃剤	プラスチック 材料。ただし、 積層プリント 配線基板を除 く。	プラスチック 材料の塩素の 含有合計で 0.1 重量% (1,000 ppm)	ハウジング、コネクタ ー、パッケージモールド の封止剤中の難燃 剤	JS709
41	塩素系難燃剤	積層プリント 配線基板	積層板の塩素の 含有合計で 0.09 重量% (900 ppm)	難燃剤	IPC-4101 および IEC 61249-2-21
42	塩化コバルト (CoCl ₂)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	水質汚濁検知用の空 圧式制御盤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)
43	五酸化二ヒ素	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	木材、金属、ガラスお よびプラスチックの 添加剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
44	三酸化二ヒ素	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	木材、金属、ガラスお よびプラスチックの 添加剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)
45	2,2'-ジクロロ -4,4'-メチレンジ アニリン (MOCA)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	ポリウレタンの硬化 剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2011.12.19 SVHC 認可候補リスト)
46	N,N-ジメチルアセ トアミド (DMAC)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	未反応物質	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2011.12.19 SVHC 認可候補リスト)
47	四ホウ酸二ナトリ ウム無水物	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	ベニア板/圧縮木材の 糊用添加剤および難 燃剤、アミノプラスチ ック樹脂の安定剤、木 材の防腐剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2010.06.18 SVHC 認可候補リスト)
48	ヘキサブロモシク ロドデカン (HBCDD)および すべての主要ジア ステレオ異性体	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	主に発泡ポリスチレ ンとある種の繊維に 使用される難燃剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)
49	鉛/鉛化合物	電池	電池中の鉛の 0.004 重量% (40 ppm)	マンガン電池、アルカ リボタン電池	EU 電池指令 2006/66/EC ; 中国規格 GB-24427-2009:アルカ リ性及び非アルカリ性垂 鉛-二酸化マンガン電池 中の水銀・カドミウム・ 鉛含有量の規制要件
56	クロム酸八水酸化 五亜鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	着色剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2011.12.19 SVHC 認可候補リスト)

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
51	過塩素酸塩	すべて	製品の 0.0000006 重量% (0.006 ppm)	コインセル電池	米国カリフォルニア州 過塩素酸塩汚染防止法 2003
52	ポリ塩化ビニル (PVC)および PVC コポリマー	プラスチック 材料。ただし、 積層プリント 配線基板を除 く。	プラスチック 材料の塩素の 含有合計で 0.1 重量% (1,000 ppm)	絶縁材、耐薬品性、 OHP フィルム、シー ス材	JS709
53	ヒドロキシオクタ オキシ二亜鉛酸二 クロム酸カリウム	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	防錆塗料	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2011.12.19 SVHC 認可候補リスト)
54	アルミノ珪酸塩,耐 火セラミック繊維	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	高温試験装置の断熱 材	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2011.12.19 SVHC 認可候補リスト)
55	ジルコニアアルミ ノ珪酸塩,耐火セラ ミック繊維	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	高温試験装置の断熱 材	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2011.12.19 SVHC 認可候補リスト)
56	短鎖型塩化 パラフィン類 (炭素数 10~13)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	PVC 用可塑剤、難燃 剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト) ; ノルウェー製品規制 FOR-2004-06-01-922 ; 化学製品によるリスク低 減に関するスイス条例
57	クロム酸ストロン チウム	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	さび防止剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2011.06.20 SVHC 認可候補リスト)

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
58	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水和物)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	ベニア板/圧縮木材の 糊用添加剤および難 燃剤、アミノプラスチ ック樹脂の安定剤、木 材の防腐剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2010.06.18 SVHC 認可候補リスト)
59	4-(1,1,3,3-テトラ メチルブチル)フェ ノール (4-tert-オクチル フェノール)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	未反応物質	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2011.12.19 SVHC 認可候補リスト)
60	リン酸トリス(2- クロロエチル) (TCEP)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	難燃剤	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2010.01.13 SVHC 認可候補リスト)
61	デカブロモジフェ ニルエーテル	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
62	塩基性亜硫酸塩	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
63	1,2-ビス(2-メトキ シエトキシ)エタン (TEGDME;トリグ ライム)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
64	二塩基性リン酸鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
65	1,2-ジメトキシ; エチレン グリコール ジメチルエーテル (EGDME)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
66	4-アミノ アゾベンゼン	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
67	三塩基性硫酸鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
68	オレンジレッド (四酸化鉛)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
69	パイロクロア、 C.I.ピグメント イエロー-41	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
70	四塩基性硫酸鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
71	1,2-ジエトキシ エタン	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
71	三酸化二ホウ素	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
73	ジクロロ ジブチルスズ (DBTC)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
74	シアナミド鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
75	N,N-ジメチル ホルムアミド	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
76	ケイ酸(H ₂ Si ₂ O ₅) バリウム塩(1:1)、 鉛をドーブ	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
77	1,2-ベンゼン ジカルボン酸、 ジペンチル エステル、 分岐および直鎖	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条

No.	物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例	主な法令または 工業基準/合意例
78	フタル酸 ジイソペンチル (DIPP)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
79	フタル酸 n-ペンチル- イソペンチル	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
80	三酸化チタン鉛、 チタン酸鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
81	チタン酸 ジルコニウム酸鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
82	オキシ硫酸鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
83	フタル酸 ジオキソ三鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
84	ジオキソビス (ステアリン酸) 三鉛	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
85	脂肪酸鉛塩 (炭素数 16~18)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条
86	二硝酸鉛、 硝酸鉛(Ⅱ)	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	-	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条